

第25回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成27年11月13日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者	片 渕 明 子	（学識経験者委員）
	志 賀 勝	（佐賀地方裁判所唐津支部長）
	嶋 村 勲	（佐賀地方検察庁次席検事）
	瀧 華 聡 之	（佐賀地方裁判所長）
	団 野 克 己	（佐賀県弁護士会弁護士）
	西 岡 正 博	（学識経験者委員）
	仁 部 和 浩	（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者	秋 本 昌 彦	（佐賀家庭裁判所判事）
	宇都宮 忠	（学識経験者委員）
	瀧 華 聡 之	（佐賀家庭裁判所長）
	田 口 香津子	（学識経験者委員）
	多々良 たまえ	（学識経験者委員）
	成 富 典 光	（学識経験者委員）
	二子石 亮	（佐賀地方検察庁三席検事）
	力 久 尚 子	（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 秋本昌彦判事

佐賀家庭裁判所 吉崎浩首席書記官

佐賀家庭裁判所 下平孝博主任書記官

(3) 庶務

佐賀家庭裁判所 坂口智美総務課長

4 議事

(1) 佐賀地方裁判所委員会委員長の選任

瀧華委員が委員長に互選された。

(2) 佐賀家庭裁判所委員会委員長の選任

瀧華委員が委員長に互選された。

(3) 全体協議（テーマ「成年後見関係事件の現状と課題について」）

ア 成年後見制度について説明

説明担当者から、「成年後見制度」の概要を説明し、同制度のDVDを視聴した。その後、再び説明担当者から「成年後見関係事件の概況」及び「家裁の取組の現状と課題」について説明した。

イ 意見交換

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，
■は説明担当者等の発言）

○ 後見人になることができるのは、四親等内の親族に限られるのか。

■ 成年後見人になることができる方について限定されているわけではない。
親族の方が多いと思われるが、裁判所が最も適任だと思われる方を選任することになる。

○ 裁判所が最も適任だと思われる方を選任するということであるが、例えば、選任された方がいやだと言えれば断ることができるのか。

■ 成年後見人になることについて消極的な方がおられるとすると、それでもその方を後見人に選任するということはしていない。後見人になることについて承諾していただき、必要であれば適格審査を行った上で選任している。

- 報酬が高くないと、忙しくてとてもできないと思うが、成年後見人に対する報酬は、どのようにして決められているのか。
- 報酬は、期間ごとに内容に応じて決めている。報酬は、成年被後見人本人の財産の中から支出されるものであり、成年後見制度があくまで本人の財産を守るためにあることを考えると、報酬が極端に高いということは考えにくい。
- 本人が、この人に後見人をお願いしたいと考えている場合、判断能力がなくなる前に頼むことはできるのか。
- 自身の判断能力がなくなる前に後見人を頼みたいということであれば、任意後見制度というものがある。これは将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人が作成する公正証書によって結んでおくものである。また、本人の判断が困難な場合、市町村の支援制度により、申立てがされる場合がある。
- 本人がこの方に後見人になって欲しいという意向がある場合はどうなるのか。
- 後見人には本人との協力関係が必要となるので、本人の意向は判断の材料となる。後見人として適切かどうか調査を行い、選任するかどうかの判断を行うことになる。
- 例えば、任意後見契約を結んでも、実際に財産管理を行ってもらった時点では、任意後見人として適切でない方がいるかもしれないが、任意後見契約の場合、任意後見人として指名された方が適切かどうかについてはいつ判断されるのか。
- 任意後見契約の場合は任意契約であるので、契約時に裁判所が適切かどうかの判断を行うものではない。契約は元気な時に行い、いよいよ本人の判断

能力が低下したら，裁判所へ申立てをして，任意後見監督人を選任することとなり，任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じることになる。

- これからは子供のいない人も増えていくと思うが，任意後見契約についての説明があまりされていないように思う。任意後見契約についても，もっと広報を行うことが必要だと考える。むしろ，そちらに力を入れてはどうかとも思う。
- 成年後見制度は，未成年者でも申立てができるのか。また，未成年者も成年後見の対象となるのか。未成年の知的障害者は，この制度とどう関係してくるのか。
- まず，後見開始の審判の申立てをすることができるのは，本人，配偶者，四親等内の親族などに限られており，申立てをする方がいない場合は，市区町村長が申し立てることもできる。
- 未成年の場合は，そもそも行為能力がなく，法定代理人として親権者がいることから後見制度を利用する必要はないが，当該未成年が成年に達した場合は，成年後見開始の審判の申立てをしていただく必要がある。また，親権者の死亡など未成年者に対して親権を行う者がいない場合には，未成年後見人を選任することになる。
- 例えば，未成年後見人が選任されている未成年者が成人に達した場合，未成年後見人の権限はなくなるのか。
- 未成年者が成人に達した場合は，成年後見開始の申立てをしていただくことになる。

(「成年後見関係事件の概況」について説明)

(「家裁の取組の現状と課題」について説明)

- 自治体による後見人の育成の全国的な状況はどうか。
 - 市民後見人の育成についてはかなり前から必要性について言われている。

自治体によっては、社会福祉協議会が法人として受任し、市民後見人が後見業務に当たっているところもあり、進んでいる自治体と進んでいない自治体がある。
- 人口から見ると佐賀は市民後見人が少ないようにも思える。
 - 自治体の意識にもよるが、佐賀も進めていこうという動きはある。
- 子が親の財産の管理を行うのが普通だと思うが、どのようなタイミングで後見人選任申立てを行うことになるのか。
 - 確かに昔はそうであったが、後見制度ができて以降、例えば口座からお金を引き出す際に、本人に判断能力がなければ引き出すことができない。そのような場合、本人の財産を守るという趣旨から後見人が必要になると御理解をいただければと思う。
- 例えば、介護施設に入所するときや、大きな財産を処分する際などが考えられる。有病者の数パーセントしか申立てがされていないので、何か必要なタイミングで申立てをされているものと思われる。
 - 後見制度を利用している方は、有病者全体の4%と言われていることから、本人の財産を使わず、親族の財産で本人の費用を払っていける方は、利用されていないと思われる。責任や制約があるなら、自分たちの費用でやるという方もおられる。
- 先程、市民後見人の話が出たが、なかなか説明を受けてもできるものでないと思うが、市民後見人のみに後見業務を行ってもらうことを想定しているのか。
 - 想定していない。例えば、社会福祉協議会と後見人のワンセットとして考えている。
- 先程、監督中の人数について約1300人弱ということであったが、裁判

所においてその事件を担当する人員は何人か。

- 佐賀家裁本庁における後見等監督については、裁判官 3 名，書記官 3 名，受付 1 名，事務官 1 名で担当している。
- 監督中の人数全員から資料の写しを提出してもらおうと大変だろうと思う。
- 現在効率化を図るため，提出書類の簡素化を行い，預金通帳の写し，定期預金証書の写しを提出してもらい，不自然な点があれば，さらに資料を求めるようにしている。また，変更のないものは省略している。
- 後見制度の発足以来，私たちの中では後見人選任申立ての事案は特殊な事案である。中には選任まで緊急を要する事案もあるが，迅速に選任していただいている。裁判所は多くの事件を担当されていることから大変だと思われるが，がんばっていただきたい。
- 専門職後見人は，事案によって使い分けをされているのか。
- 事案によって専門職の職種は異なる。例えば，本人が交通事故に遭われ，今後，示談交渉で訴訟を行う可能性がある場合であれば弁護士，遺産分割の関係で今後登記を行う必要がある場合には，弁護士も考えられるが，司法書士を選任することが考えられる。また，身上監護がメインとなる場合，例えば生活保護を受けている方については，社会福祉士の選任が考えられる。
- 家裁は，多種多様な事件があるが，その中でも成年後見の占める割合は高い。今後も，いろいろな事項を検討しながら事務処理を行っていきたい。本日は，有意義な意見をいただいたので，今後の裁判所の運営に活かしていきたい。

5 次回の予定

(1) 日程

平成 28 年 5 月 31 日（火）午後 1 時 30 分から（地裁委員会，家裁委員会
合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「被害者配慮制度について」（仮題）